

# 長南町立小学校跡地活用基本方針

平成28年12月

長南町立小学校跡地活用検討委員会

## ■目次

---

1. はじめに	1
2. 本方針の位置づけ	2
3. 検討における留意事項	2
(1) 町事業	
(2) 地域団体・公益団体等による事業	
(3) 民間事業者等による活用	
4. 検討の基本的な考え方	3
(1) 行政需要への対応	
(2) 利用者負担の原則	
(3) 地域住民の生活維持	
5. 検討にあたっての配慮	4
(1) 地域防災及びその他の行政需要への配慮	
(2) 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮	
6. 検討の進め方	5
(1) 検討対象	
(2) 検討及び選定の基準	
(3) その他	
7. 検討内容の周知	6

## ■ 1. はじめに

---

人口減少、少子高齢化、過疎化が顕著である長南町では、平成 22 年に「長南町学校規模適正検討委員会」を設置し、小中一貫型教育のスタートに向けて検討が始まりました。その後、平成 24 年度から「長南町学校適正配置検討委員会」、平成 26 年 8 月から「長南町小中一貫校設立委員会」での度重なる協議を経て、平成 29 年 4 月に小学校統合、小中一貫型教育が始まります。

これに伴い、町内 4 地区にある各小学校は閉校し、その長年の役割に一つの区切りをつけることとなりました。長南小、豊栄小、東小、西小の 4 校は、大勢の子ども達の成長を見届けてきただけでなく、それぞれの地区の中心から、地域住民の生活を見守ってきました。4 小学校は地域住民の心の拠りどころであり、町民共有の貴重な財産でもあります。

廃校問題は全国の自治体においても課題となっておりますが、本町においては、この 4 小学校同時閉校をチャンスと捉え、有効活用により地域の賑わいを取り戻すべく、町民目線から検討するため、「長南町立小学校跡地活用検討委員会」を設置しました。

本指針は、町の課題や財政状況等の現状を踏まえ、廃校となる 4 小学校の有効活用が、長南町発展の足がかりとなるよう、「長南町立小学校跡地活用検討委員会」における協議・検討の基本指針として策定するものです。

平成 28 年 12 月

長南町立小学校跡地活用検討委員会

## ■ 2. 本方針の位置づけ

---

この基本指針は長南町立小学校跡地活用検討委員会における協議・検討にあたり、町の発展と町民の合意形成を前提に協議・検討を進めるための基本的な指針として定めるものです。

利用主体との協議において、本指針と合致しない事柄が生じた場合は、町の発展と町民の合意形成を軸に協議・検討し、総合的に判断することとします。

## ■ 3. 検討における留意事項

---

跡地活用検討にあたり、利用主体の性質により、基本的な留意事項を下記のとおり定めます。

### (1) 町事業

町が実施する事業により活用する場合は、事業の展望及び財政負担を十分に精査して検討するものとします。

### (2) 地域団体・公益団体等による事業

地域団体や公益団体等が、地域活動を支える地域コミュニティの場等としての利活用を要望し、事業計画等を提示があった場合は、事業計画の内容、資金計画、継続性、安定性等を十分に精査して検討するものとします。

### (3) 民間事業者等による活用

民間事業者等から学校跡地を利活用する要望があった場合は、町全体の行政課題や町の施策実現に寄与し、地域住民の合意形成を得られることを前提とし、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性・実現性及び町への影響等を十分に考慮して検討するものとします。

## ■ 4. 検討の基本的な考え方

---

跡地活用検討にあたっては、行政需要、財政負担、地域住民の生活等を勘案した上で、活用方法の妥当性や雇用創出等、現実的な視点で判断しながら検討を進めることとします。また、「長南町立小学校跡地活用庁内検討会議」において作成した検討結果報告書を基礎資料として活用します。

### (1) 行政需要への対応

学校跡地は町民共有の貴重な財産であることから、総合計画をはじめとする町の計画や重要施策との整合性に留意するとともに、町民全体の利益という観点から、総合的な行政需要へ対応するように検討します。

### (2) 地域住民の生活維持

学校跡地は、地域住民にとってコミュニティや地域活動を支える中心的な場所であり、地域のシンボリックな存在として利用されてきました。これまでの学校の役割や機能、そして地域とのつながりや歴史等を踏まえながら検討を行います。

### (3) 利用者負担の原則

4 小学校の統合により町には新小学校が新設され、新校舎等の維持管理経費という新たな負担が生じることから、町の財政負担を考慮し、小学校跡地の維持管理に要する経費は、基本的に利用主体が負担することを原則とします。また、改修経費についても、町の承諾を得て利用主体が負担することを原則とします。

### (4) 利用の対象範囲

小学校には、校舎、屋内運動場、屋外運動場、プールなど複数の施設から

構成されており、校舎に関しては普通教室、特別教室、図書室、教材室など複数のスペースに区切られています。

このような学校施設について、基本的には1校単位での利活用を前提としますが、活用方法や条件によっては、部分的な利活用についても検討することとします。

## ■ 5. 検討にあたっての配慮

---

4 小学校は各地区の中心に位置し、地域住民の生活と長年にわたり親密な関わりを持っていることを念頭に入れ、新たな活用方法の決定後、地域住民の生活に支障をきたさないように配慮します。

### (1) 地域防災及びその他の行政需要への配慮

各小学校は、地域防災計画で災害時の避難所に指定されているなど、地域防災の拠点となっています。また、選挙の際には投票所としての機能も担うなど、その立地条件から、地域住民の生活に欠かせない機能を担っている点に配慮し、可能な限り廃校前と変わらず、町民の生活に支障をきたさぬよう配慮しながら検討を行います。

### (2) 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮

グラウンドや体育館は、地域への開放を通じて、スポーツ振興の場、地域活動の場としての役割を果たしてきたことから、これまでの利用団体に配慮し、町の活性化や地域振興に資するよう、小学校跡地として最大限の有効活用が図れるように考えます。

## ■ 6. 検討の進め方

---

本検討委員会では、次のような進め方で検討委員会としての考え方をまとめ、町長に報告することとします。

### (1) 検討対象

小学校跡地の情報は、インターネット等を用いた情報発信をはじめ、その他の企業誘致の取り組みにより、民間企業及び各種団体等に対して広く情報発信を行います。これにより、長南町立小学校跡地への進出を希望する企業等が現れた場合、事業計画書の提出、事業内容の説明を受け、メリット・デメリットを整理していきます。

また、長南町立小学校跡地に進出する企業等に対して、町として可能な支援策についても、併せて検討します。

### (2) 検討の基準

各学校の具体的な検討にあたっては、次のような観点で検討します。

- ① 本基本方針との整合性
- ② 事業計画の妥当性（実現性、継続性、安定性、資金計画、運営体制など）
- ③ 経済波及効果
- ④ 雇用機会の創出
- ⑤ 行政需要への対応
- ⑥ 地域貢献度
- ⑦ 地域住民の合意形成

## ■ 7. 検討内容の周知

---

本検討委員会の経過は、会議の要旨をまとめて町公式ホームページで公開することにより、町民の皆さまに報告します。

ただし、企業や事業を営む個人の名称、事業計画、資金関係などの事業者情報など、公表により事業者等の利益を害する可能性がある情報や、検討委員会の公正・円滑な審議運営を阻害する可能性がある内容については、公開する情報から除くこととします。